

様式第 1 号

農 地 転 用 等 の 通 知 書

許可の申請
この度、下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規程による にあたり、地区除外等処理規程第 2 条の
届 出
規定に基づき、あらかじめ通知します。

なお、転用地内に取水栓がある場合の敷設替又は撤去、その他同規定第 3 条の申し入れ事項等については別途協議し、同規程
第 6 条の決済金については、所定の方法によりこれを納付します。

令和 年 月 日

転用組合員（譲渡人） 住 所
氏 名 印
転用関係者（譲受人） 住 所
氏 名 印

坂祝町木曽川右岸用水土地改良区理事長 様

1. 土地 坂祝町

字 名	番 地	地 目	用 途	面 積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考

2. 住宅地図、宇絵図（道路、用水路、排水路、転用地を色分け）、配置図、造成計画図、排水処理計画図（雨水、汚水を色分け）等
（別紙）

3. 農業委員会に 転用許可申請書 を提出しようとする日 令和 年 月 日
転 用 届 出 書

上記確認済
坂祝町木曽川右岸用水土地改良区 工区長 印

（関 係 者） 氏 名 印
（注）転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

確 約 書

令和 年 月 日

坂 祝 町 長
坂祝町木曽川右岸用水
土地改良区 理 事 長

様

確約者

転用組合員（譲渡人）住 所
氏 名

印

転用関係者（譲受人）住 所
氏 名

印

記

令和 年 月 日に申請しました下記農地の転用については、当土地は坂祝町木曽川右岸用水土地改良区域内の土地ではありますが、他に適当な土地がないのでやむなく転用せねばなりません。当土地改良区の趣旨に賛同し、事業遂行に支障のないよう全面的に協力し、次の事項の履行を確約致します。

1. 転用する際には、事前に土地改良区を始め、関係諸氏団体とも協議し、転用地内に取水栓がある場合の敷設替又は撤去命令、その他の申し入れ事項の履行、当土地改良区の管理下にある道路、用排水路等の維持管理に必要な経費、及び関連する施設の維持管理費（独立行政法人水資源機構、木曽川右岸用水土地改良区連合、町土地改良区、単位工区）その他事業に必要な経費は、農地法の規定に基づく農地転用許可書の交付を受ける時点で、転用決済金として当土地改良区が請求する金額を納付するとともに、他の受益者に迷惑をかけないよう、今後とも事業の推進について全面的に協力致します。
2. やむなく転売する場合は、転用の相手方に対しても、当土地改良事業の計画実施に当り、いささかも支障がないよう全面的な協力が得られるよう措置します。

記

土地の表示

大 字	字	地 番	地 目	地積(㎡)	転用 目的	備 考

誓 約 書

令和 年 月 日

坂 祝 町 長
坂祝町木曾川右岸用水
土地改良区 理 事 長 様
坂祝町農業委員会会長

譲渡人 住 所
氏 名 印

譲受人 住 所
氏 名 印

農地法第４・５条に係る下記農地を転用する際には、申請地が圃場整備事業及び木曾川総合用水事業施行区域内にあるので、事前に土地改良区を始め、関係諸氏団体とも協議し、転用地内に取水栓がある場合の敷設替又は撤去命令、その他の申し入れ事項の履行、土地改良区の管理下にある道路、用排水路等の維持管理に必要な経費、及び関連する施設の維持管理費（独立行政法人水資源機構、木曾川右岸用水土地改良区連合、町土地改良区、単位工区）その他事業に必要な経費は、転用許可時に転用決済金として土地改良区が請求する金額を納付するとともに、他の受益者に迷惑をかけないよう、今後とも事業の推進について全面的に協力致します。

やむなく転売する場合は、転売の相手方に対しても趣旨を説明し、前面協力が得られるよう措置します。

記

土地の表示

大 字	字	地 番	地 目	地積(㎡)	転用目的	備 考

(注)・一時利用地については、従前を黒字、換地後を赤字で２段書きすること。

・正副２通を作り双方各１通を保管する。

様式第 3 号

地 区 除 外 申 請 書

令和 年 月 日通知に係る土地につき、農地法による許可を受け、令和 年 月 日以降これを
転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

令和 年 月 日

転用組合員（譲渡人）住 所

氏 名 印

転用関係者（譲受人）住 所

氏 名 印

（関係者） 氏 名 印

坂祝町木曽川右岸用水土地改良区理事長 様